

会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用

——FASB 1997年概念書公開草案の内容と論点——

藤 井 秀 樹
金 森 絵 里
境 宏 恵
山 田 康 裕

I はじめに

財務会計基準審議会（以下“FASB”と記す）は1997年6月11日付けで、財務会計概念書公開草案『会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用』（FASB [1997]，以下本文で言及するさいには「1997年概念書公開草案」と記す）を公表した。本稿の目的は、1997年概念書公開草案の内容を整理・要約するとともに、同公開草案で示された諸提案と主たる論点について若干の理論的検討を加えることにある。その作業をつうじて、会計規制の現代の特徴と今後の展開方向をあらためて考えてみたいと思う。

なお、以下、本稿では、1997年概念書公開草案からの引用については、ページ数またはパラグラフ番号のみのかっこ書きによって、その出所を示すことにする。

II 1997年概念書公開草案の意義と背景

1997年概念書公開草案は、会計規制の現代の特徴と今後の展開方向を考えるうえで、きわめて重要な意義を有している。当然のことながら、その意義は、同公開草案が公表されるに到った背景に照らして理解される必要がある。そこで、本題に入るまえに、1997年概念書公開草案の意義と背景について、必要最低限の整理をしておきたいと思う。

第1に、最も基本的な事実関係として指摘しておく必要があるのは、近年とりわけ1990年以

降のグローバルな会計規制が、実質的にアメリカによって主導されてきたということである。それは具体的には、国際会計基準委員会（以下“IASB”と記す）の会計基準設定活動へのアメリカの影響力の浸透・拡大をつうじて進められてきた。すなわち、やや図式的な言い方をすれば、アメリカにおける会計規制の新しい動向がまず IASB の会計基準設定活動に影響をおよぼし、その影響がさらにわが国を含む IASB 加盟国の会計規制に波及するというかたちで、近年のグローバルな会計規制は展開してきたのである。

第2に、本稿でとりあげる1997年概念書公開草案は、文書それ自体の性格からして、アメリカにおける会計規制の最も先端的な方向性を示唆するものであり、したがって、それは、上記第1で指摘した事実関係と相俟って、グローバルな会計規制の今後の展開方向に重要な影響をおよぼすことが予想されるということである。

FASB は「相互に関連した目的および基礎概念の首尾一貫した体系」（FASB [1976a], p. 2）として「概念フレームワーク」（conceptual framework for financial accounting and reporting）を設定し、これを会計上の「憲法」とすることによってその会計基準設定活動を進めてきた。こうした会計基準設定方式は一般に「概念的アプローチ」（conceptual approach）と呼ばれ、1980年代以降アングロ・サクソン諸国の会計基準設定機関や IASB によって漸次

追随的に採用されてきたものである。

FASB は1974年に概念フレームワーク・プロジェクトを開始し、第1号から第6号までの6種類（実質的には5種類）の財務会計概念書（以下“SFAC”と記す）を設定して、1985年に当該プロジェクトをひとまず終了した。1997年概念書公開草案は、概念フレームワークの形成に直接かかわる FASB の公式文献としては、じつに約12年ぶりに公表されたものである。もし同公開草案が SFAC 第7号として成立すれば、FASB が会計上の「憲法」としてきた概念フレームワークに新たな要素と方向性が付加されることになる。その影響は早晩、IASC や IASC 加盟国の会計基準設定活動にも波及することになるであろう。

なお、付言しておけば、1997年概念書公開草案には FASB [1990] や Upton [1996] といった内容上の先行文献があり、同公開草案での諸提案の多くはこれら先行文献での議論をふまえたうえでなされている（pars. 3 and 7）。同公開草案は、FASB の諸活動のなかで突如公表された文献では決してない。「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用」をめぐる議論そのものは、FASB 内部でかなり早い時期からなされていたのである。

第3に、1997年概念書公開草案は、その具体的な提案内容からして、部分的にせよ、現行の概念フレームワークに盛られた規制思考に重大な修正をもたらす可能性を秘めているということである。

1997年概念書公開草案は、そのタイトルが示唆するように、測定問題を主要テーマとしたものである。現行の概念フレームワークのうち測定問題を取り扱っているのは SFAC 第5号であるが、それは従来の測定実務を事実上容認したものであり、測定問題についての規範的な視点をほとんど含んでいない（藤井 [1997], 第4章）。したがって、もし同公開草案が SFAC 第7号として成立すれば、それは測定問題を規範的に論じたはじめての SFAC となる。そうであるだけに、同公開草案には、現行の概念フ

レームワークにはみられない斬新かつ大胆な提案が多く含まれている。

測定問題を真正面から規範的に論じた SFAC の設定作業に FASB が着手した背景には、近年のオフバランス取引とりわけデリバティブ取引の急速な発展があったことを忘れてはならない。したがって、1997年概念書公開草案で示された諸提案は、デリバティブの測定を強く意識したものとなっている。問題は、そうした諸提案が、デリバティブの測定に限定されることなく、資産および負債の測定全般にわたるものとして位置づけられていることである。このような諸提案が既存の会計実務の根底的な「変革」を指向したものであることは、あらためて指摘するまでもないことであろう。以上のような新たな試みが概念書公開草案の公表というかたちで公式的に開始されたことで、概念フレームワーク・プロジェクトは約12年ぶりの再開と同時に、まったく新たな局面を迎えたといわなくてはならないであろう。

III 1997年概念書公開草案の内容

(1) 1997年概念書公開草案の構成

本節では1997年概念書公開草案の内容について整理・要約していく。まず1997年概念書公開草案の構成を以下に示しておきたい。なお、各見出し冒頭のコード番号（1, 2, 2.1等）は原文にはなく、1997年概念書公開草案の構成をわかりやすくするために、われわれが便宜的に付したものである。

目 次

	パラグラフ番号
1 序	1-12
2 会計測定における現在価値	13-48
2.1 現在価値と価格	17-18
2.2 不確実性とリスク	19-28
2.2.1 資産測定における不確実性およびリスクの反映	22-26
2.2.2 負債測定における不確実性およびリスクの反映	27-28
2.3 信頼性	29-32

2.4 期待キャッシュ・フロー	33-39
2.5 公正価値と実体特殊的価値	40-48
3 原初測定と新規再測定	49-56
3.1 資産測定における現在価値	49-50
3.2 負債測定における現在価値	51-56
3.2.1 貸倒れリスクと負債の測定	55-56
4 現在価値法を用いた会計的配分計算（利子法）	57-62
5 本公開草案におけるキャッシュ・フローおよび利子率概念と他の会計測定におけるその比較	63-72
5.1 追加借入利率	65-67
5.2 資産収益率	68-71
5.2.1 有効決済利率	71
5.3 暗黙の相殺	72
用語解説	73
付録A：用語解説	73
付録B：FASB 基準書および APB 意見書における現在価値の適用	74

「1 序」では1997年概念書公開草案の目的や対象が明らかにされている。「2 会計測定における現在価値」は、同公開草案の中心的な部分であり、不確実性およびリスクの会計測定への反映のさせ方や、期待キャッシュ・フローの考え方について説明し、現在価値についての理解を深めるものとなっている。「3 原初測定と新規再測定」では、資産および負債の測定に現在価値法を適用するさいの一般原則が提示されている。「4 現在価値法を用いた会計的配分計算（利子法）」では、現在価値法の適用にさいしてのキャッシュ・フローおよび利子率等の注意すべき点が示されている。「5 本公開草案におけるキャッシュ・フローおよび利子率概念と他の会計測定におけるその比較」では、従来の会計プロナウンスメントにおける利子率概念との比較をつうじて本公開草案における利子率概念の含意が検討されている。

次項以下では、以上にみるような1997年概念書公開草案の構成にそくして、その内容を整理・要約していきたいと思う。

(2) 1997年概念書公開草案の内容の整理・要約

1 序

ほとんどの会計測定は、市場で決定された観察しうる金額を用いる。しかし、会計人には、資産や負債を測定するための基礎として見積将来キャッシュ・フローを用いなければならないこともある。ここで問題となるのは、このキャッシュ・フローは「現在価値と割引きをおこなわない合計額のどちらを反映するべきか」（par. 1）ということである。FASB はこれまで現在価値を用いることにそれほど積極的ではなかったが、近年、現在価値法に関して検討がおこなわれるようになり、また、他国の基準設定機関でも同様にこの問題について検討がなされてきた。

このような背景のもと、同公開草案は、「将来キャッシュ・フローを会計測定の基礎として用いるためのフレームワークを提示する」（par. 9）のものであり、「とくに将来キャッシュ・フローの金額または時点、あるいはその両方が不確実な場合の現在価値の利用に関して一般原則を提示」（par. 9a）し、「『実体特殊的測定』（entity-specific measurement）¹⁾のさいに現在価値を用いる目的に関して、共通の理解を与えようとする」（par. 9b）ものである。

そのさい、FASB は同概念書における検討の対象範囲に関する事項として、つぎの2点をあげている。第1は、「1997年概念書公開草案を測定問題に限定し、認識問題に関しては取り扱わない」（par. 10）ということである。その理由は、「認識および測定が相互に関連しあっているのは明らかである」（par. 11）が、「認識および測定属性を支配する慣習が同一である必要はない」（par. 11）からである。第2は、同

1) 当該訳語に関しては、経済学の領域において、“firm-specific”という用語が「企業特殊的」と訳されていることから示唆を得ている（青木他 [1996]；奥野他 [1997]）。なお、実体特殊的価値は、Edwards and Bell のいう「主観のれん」（subjective goodwill）（Edwards and Bell [1961], pp. 37-38）に通じるものであると思われる。主観のれんに関しては、さらに、斎藤 [1994]、第2部も参照されたい。

公開草案では、『『新規再測定』(fresh-start measurement)²⁾がどのような場合に適切であるのかについては言及しない』(par. 12)ということである。同公開草案は、「ある状況が新規再測定を必要としているのか、それとも他の何らかの会計的対応を必要としているのかについては、[将来の]プロジェクトごとに決定されるべきである」(par. 12)と述べている。

2 会計測定における現在価値

現在価値法は「貨幣の時間価値を測定に組入れるために用いられる方法」(par. 13)である。会計測定において現在価値を用いる目的は、「可能な限り見積将来キャッシュ・フロー間の経済的相違をとらえる」(par. 14)ことである。この方法を用いることによって同一にみえる項目を区別することが可能となり、したがって、「見積将来キャッシュ・フローの現在価値にもとづく測定は、キャッシュ・フローの割引きをおこなわない合計額よりも目的適的な情報を提供するだろう」(par. 15)と述べている。

そのさい、「財務報告において目的適的な情報を提供するためには、現在価値は資産または負債の何らかの観察しうる測定属性を表わさなければならない」(par. 16)。現在価値法を原初認識時の会計測定または新規再測定に用いる場合には、「公正価値の見積や実体特殊的測定を発展させるため」(par. 16)に用いるのであり、FASBは、「これら2つの測定目的のうちの1つをプロジェクトごとに明らかにしたい」(par. 16)としている。同公開草案は、「現在価値測定の共通要素に焦点を当て、これらの要素が公正価値や実体特殊的価値の見積にどのよう

に用いられているのかを明らかに」(par. 16)しようとするものである。

2.1 現在価値と価格

「資産または負債がキャッシュ・フローおよび観察しうる価格を契約上確定すれば、約定キャッシュ・フローの現在価値と当該価格とを等しくする利子率が存在する」(par. 18)。しかし、資産のキャッシュ・フローについては、「その金額または時点、あるいはその両方が、当初の約定内容から変化する可能性」(par. 18)がつねにあるため、「各市場参加者は、市場価格を受入れるか否かを決定するさいに、期待キャッシュ・フローの評価をみずからおこなう」(par. 18)のである。

2.2 不確実性とリスク

1997年概念書公開草案では、「リスクの高い資産および負債にたいする市場の行動を可能なかぎり[忠実に]描写する」(par. 20)ために、会計測定に不確実性およびリスクを反映させることが提案されている。そのうえで、同公開草案では、現在価値を用いて会計測定をおこなう場合、見積キャッシュ・フローに内在する不確実性およびリスクがどのように反映されるのかが、資産および負債について検討されている。

2.2.1 資産測定における不確実性とリスクの反映

資産測定に不確実性およびリスクを反映させるケースを検討するために、貸付けの例が提示されている(p. 22)。それを整理・要約すると、図表1のようになる。

この例では、1,000人のうち108人が債務不履行に陥るであろうと貸し手が予測することによって、不確実性が調整されている。さらに、当該不確実性を負うことのリスク・プレミアムを30とすることによって、リスクが調整されている。以上により、

$$1,000 - 108 - 30 = 862 \text{ (人)}$$

の貸付けが返済されると想定される。そして、この場合、少なくともリスクのない投資から得られるはずの利得だけは得られるように、貸し

2) ここで、原初測定と新規再測定の関係についてふれておくと、新規再測定は測定時点における期待キャッシュ・フローの合計額の現在価値として測定されるので、原初測定と新規再測定による測定値の間にはまったく関連がない。SFAC 第5号においては「資産および負債における変動の認識」として関連する内容がふれられており(SFAC, No. 5, pars. 88-90)、「現在の価格にもとづく情報は、それが当該情報に関連するコストを費やして妥当と認められるほど十分に適合するものであり、かつ信頼できるものであり、しかも代替可能な情報よりも目的適合性が高いならば、認識されなければならない」(SFAC, No. 5, par. 90)とされている。

図表1 資産測定における不確実性およびリスクの反映

1. 貸し手は1,000ドルを1,000人の借り手に分散投資した。
2. 借り手のうち、債務不履行に陥るであろうと貸し手が予測する割合（人数）は10.8%（108人）である。
3. 何人が債務不履行に陥るか分からないという不確実性を許容することに対する、貸し手のリスク・プレミアムは3%（30人）である。
4. 債務不履行のリスクのない投資の利子率は5%である。

（注）FASB [1997], p. 22 の図表を整理・要約した。

手は利子率を設定する。リスクのない投資先に投資した場合、

$$1,000 \times 1.05 = 1,050 \text{ (ドル)}$$

が返済されるはずなので、貸し手が設定すべき利子率は、

$$1,050 \div 862 = 1.218 \cdots \approx 1.22$$

より、22%となる。このように、不確実性およびリスクの調整をおこなうことによって、「測定値は、債務不履行の可能性がまったくない資産から得られるキャッシュ・インフローの流列よりも小さくなる」(par. 21)³⁾。

2.2.2 負債測定における不確実性およびリスクの反映

負債測定についても、不確実性およびリスクの反映について資産測定と同様のことがいえ、とくに支払額が確定していない債務⁴⁾の場合、キャッシュ・アウトフローが予測を上回るかもしれないという不確実性に実体は直面するという。このような不確実性およびリスクの調整をおこなうことによって、「測定値は、一定のキャッシュ・アウトフローの流列を有する負債よりも大きくなる」(par. 21)。

2.3 信頼性

1997年概念書公開草案は、現在価値法の信頼性について、たしかに現在価値法は見積りを含むぶん不正確で信頼性に欠けるかもしれないが、割引きをおこなわない見積将来キャッシュ・フ

ローの合計額も目的適合性に欠けるとし、現在価値法か割引きをおこなわない見積将来キャッシュ・フロー法かのいずれか一方を推奨するという立場は採っていない。そこで、1997年概念書公開草案は「期待キャッシュ・フロー」(expected cash flows) という概念を提示している。期待キャッシュ・フローを利用することにより、「割引きをおこなわない測定よりも十分に信頼性があり、かつ目的適合的な現在価値測定」(par. 31)をおこなうことができるという。

2.4 期待キャッシュ・フロー

そもそも会計において現在価値法を用いる場合、伝統的には、単一の見積キャッシュ・フローの流列および単一の利子率が用いられてきた。しかし、これは、「多くの単純な問題には適切であるが、もっと複雑な測定問題の分析には不適切である」(par. 33)という。そこで期待値の考え方を取り入れた、期待キャッシュ・フローという概念が提案されている。かかる期待キャッシュ・フロー・アプローチは、伝統的アプローチと、次の点で異なるという (par. 35)。

- a. 期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、測定において用いた想定を明示的に述べる必要がある。これに対して、伝統的アプローチでは契約キャッシュ・フローまたは単一の最善の見積キャッシュ・フローが用いられ、その他の要因は利子率に暗示的に反映されていると想定されている。
- b. 期待キャッシュ・フロー・アプローチは、単一の最も可能性の高いキャッシュ・フローの代わりに、ありうべきキャッシュ・フローに関するあらゆる期待を用いている。

3) 不確実性およびリスクを反映する別の方法として、契約で定められた返済すべきキャッシュ・フローを調整したのち、安全利子率で割引くという方法も紹介されている (par. 26)。いずれの方法も、不確実性およびリスクを反映するという点では同様であり、いずれが有効であるかは、契約でキャッシュ・フローの額および時点が確定しているか否かによるという。

4) その事例として、保険契約、製品保証、年金債務があげられている。

図表2 公正価値と実体特殊的価値の比較

	公正価値	実体特殊的価値
一般的説明	自発的主体間での経常取引において、資産（または負債）を買う（または負う）もしくは売る（または決済する）ことができる金額	実体の見積将来キャッシュ・フローに関する同様の情報および想定を共有する独立の自発的主体が、取引に合意する金額
想定されているキャッシュ・フロー	資産の使用や負債の決済に関する市場の期待に基づいて市場が想定するもの	実体が資産や負債の期待耐用年数にわたって資産を使用したり負債を決済したりすることから期待し、当該使用または決済における実体の所有者の技量の役割を反映するもの
リスクの調整	市場によるキャッシュ・フローの期待に適用した、同様のリスクを持つキャッシュ・フローに対して市場が要求する調整	実体によるキャッシュ・フローの期待に適用した、同様のリスクを持つキャッシュ・フローに対して市場が要求する調整

(出所) FASB [1997], p. 33.

c. 期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、不確実性およびリスクを明示的に述べる必要がある。

d. キャッシュ・フローの時点が不確実な場合、期待キャッシュ・フロー・アプローチでは、現在価値法を用いることが認められている。

期待キャッシュ・フロー・アプローチにおいては、主観的な見積りにさらに確率を掛けることになるために、このことにたいして批判的な論者もいる。かかる批判にたいして、FASBは、確率の使用は期待キャッシュ・フロー・アプローチに固有のものではなく伝統的アプローチにおいても用いられており、「期待キャッシュ・フロー・アプローチでは [...] 想定が明示される」(par. 39) ので、かえって「測定過程が理解しやすくなり、不適切な過程を見極めるのに有益である」(par. 39) と反論している。

2.5 公正価値と実体特殊的価値

キャッシュ・フロー情報にもとづいた測定を実施するためには見積りと想定を用いなければならず、実体の見積りおよび想定は、資産または負債の公正価値に反映されているものとは異なっているかもしれない。1997年概念書公開草案は、実体の見積りおよび想定にもとづいた

キャッシュ・フローの測定を、「実体特殊的価値」(par. 40) と呼んでいる。現在価値測定に関して、公正価値と実体特殊的価値との違いを示すと、図表2のようになるという。

会計測定において「公正価値を〔用いることを〕要請するか、それとも実体特殊的価値を〔用いることを〕要請するかは、プロジェクトに応じて本審議会が見極める」(par. 42) とされている。

3 原初測定と新規再測定

1997年概念書公開草案は、「観察可能な測定属性が使用できない場合、もしくは測定目的が実体特殊的金額を明らかにすることである場合には、会計人はしばしばキャッシュ・フロー情報に頼る」(par. 49) と述べている。そのうえで、いかなる現在価値法を適用するとしても、資産を測定するにあたっては、以下のような「一般原則」(general principles) (par. 50) があてはまるとされる。

a. 公正な取引において現金で資産または資産群を取得すべきか否かを決定するにあたって考慮すべき、あらゆる将来の事象および不確実性に関する想定を、見積キャッシュ・フローおよび利子率は、できる限り反映すべき

である。

- b. 見積キャッシュ・フローに内在する想定と矛盾しない想定を、利子率は反映すべきである。
- c. 見積キャッシュ・フローおよび利子率は、偏向や、問題の資産または資産群に無関係な要因の影響を受けるべきではない。
- d. 見積キャッシュ・フローや利子率は、最も起こりそうな、最小のまたは最大の可能性のある単一の金額ではなく、幅をもったありうべき結果を反映すべきである。

以上の一般原則は負債にも適用されるという。しかし、1997年概念書公開草案は、「負債の測定には資産の測定とは異なる問題が生じる場合がある」(par. 51)として、資産とは異なる以下のような3つの測定目的をあげている。すなわち、(1)「資産としての公正価値」(負債は、それを他の実体が資産として所有したいと思う金額を表わす)(par. 53)、(2)「決済時の公正価値」(負債は、実体がそれを負うために第三者に支払わなければならない金額を表わす)(par. 54)、(3)「実体による決済時の価値」(負債は、実体が債務を決済するときに支払うと予測する金額を表わす。負債の実体特殊的測定ともいう)(par. 55)である。

また、特有の貸倒れリスクについては、上記(1)の場合には負債測定にこれを必ず反映しなければならないが、(2)および(3)の場合には負債測定にこれを反映するべきではないとしている(pars. 55-56)。

4 現在価値法を用いた会計的配分計算(利子法)

以上のような現在価値法は、「利子法として知られる期間報告慣行において〔すでに〕利用されている」(par. 57)。すなわち、1997年概念書公開草案によれば、「ほとんどの会計人は割引きまたは割増しの償却において利子法に慣れ親しんでいる」(par. 57)のである。かかる状況をふまえて1997年概念書公開草案は、現在の利子法が適用されている資産および負債は限られているが、「利子法はいかなる資産および負

債にも適用できる」(par. 57)と述べている。

さらに、「すべての配分システムと同様に、利子法の適用の仕方によって利益や費用のパターンは大きな影響を受ける」(par. 58)ために、利子法の適用にあたっては以下の項目について注意が必要であるという。

- a. 使用されるキャッシュ・フロー(約定キャッシュ・フローか、期待キャッシュ・フローか、その他の見積キャッシュ・フローか)
- b. 利子率を選択するさいの慣習(実効利子率か、その他の利子率か)
- c. どのように利子率が適用されるか(一定の実効利子率か、年次利子率か)
- d. 見積キャッシュ・フローの金額と時点の変化を調整するメカニズム

現行の利子法について、1997年概念書公開草案は、「期待キャッシュ・フローではなく約定キャッシュ・フローにもとづいており、約定キャッシュ・フローの現在価値と、資産および負債の原初価額を等しくする一定の率を利子率としている」(par. 59)として批判している。すなわち、利子法を完全に記述すれば、期待キャッシュ・フローの利用と利子率の変更に加えて、「見積キャッシュ・フローの変化を調整するメカニズムも利子率に含まれる」(par. 60)のである。見積キャッシュ・フローのかかる変化を調整するメカニズムとして、1997年概念書公開草案があげているのは、以下の3つである(par. 61)。

- a. プロスペクティブ・アプローチ(残存キャッシュ・フローと帳簿価額にもとづいて実効利子率を新たに計算する)
- b. キャッチアップ・アプローチ(新規の見積キャッシュ・フローを原初実効利子率で割引いた現在価値に、帳簿価額を合わせる)
- c. レトロスペクティブ・アプローチ(新規の見積キャッシュ・フローを新規の実効利子率で割引いた現在価値に、帳簿価額を合わせる。新規の実効利子率は帳簿価額、その日までの実際キャッシュ・フロー、残存見積キャッ

シュ・フローによって計算される)

1997年概念書公開草案は、「見積キャッシュ・フローの変化を反映するのに一番良い方法」(par. 62)としてキャッチアップ・アプローチを推奨している。

5 本公開草案におけるキャッシュ・フローおよび利率概念と他の会計測定におけるその比較

1997年概念書公開草案は、「多くの会計プロナウンスメントはただ『適当な利率』を特定するだけでそれ以上の説明はほとんどもしくはまったくおこなっていない」(par. 63)として、先行プロナウンスメントを批判している。そして、適当な利率を特定するために必要なのは、(a) 見積キャッシュ・フローの性質、(b) キャッシュ・フローの見積りにおける想定、(c) 測定目的を理解することであるという (par. 64)。

はじめに比較されるのは「追加借入利率」(incremental borrowing interest rate)である。これまでの会計プロナウンスメントにおける追加借入利率は、「ある条件下」(par. 65)では、1997年概念書公開草案における現在価値概念と整合する。しかし、それ以外の条件下では、「追加借入利率は負債測定に適さない」(par. 66)し、また、「資産測定にも適さない」(par. 67)とされる。

つづいて、資産収益率と1997年概念書公開草案の利率概念が比較される。資産収益率は、「実体が投資資産から得られるであろうと期待する期待利率」(par. 68)であるので、これが「負債の測定に利用されると、〔本公開草案における〕現在価値概念と当該資産収益率は整合しない」(par. 68)として批判している。同様に、先行プロナウンスメントは、債務が有効に決済される有効決済利率を、特定の資産の測定に適用しているが、1997年概念書公開草案はこれにも否定的な考えを示している (par. 71)。

最後に、先行プロナウンスメントにおいては、「見積将来キャッシュ・フローに影響を与える諸力は互いに相殺され、現在価値は必要なくな

ると主張する」(par. 72)ものもある。これにたいしては、1997年概念書公開草案は、「貨幣の時間価値、インフレーション、不確実性は互いに影響し合うが、それらは(偶然を除いて)互いに消し合うことはない」(par. 72)として批判している。

IV 諸提案と主たる論点の検討

1997年概念書公開草案の内容に関する前節での整理・要約をふまえて、本節では、同公開草案で示された諸提案と主たる論点について若干の理論的検討を加えていくことにしたいと思う。

(1) 現在価値法の取り扱いからみた1997年概念書公開草案の歴史的位置づけ

1997年概念書公開草案では、現在価値による測定を実施するうえでのより具体的な指針が提示されている。具体的に特徴点をいくつかあげると、たとえば、資産および負債を「将来の期待キャッシュ・フローの集合体」ととらえる用役可能性説がとられており、その測定値として当該キャッシュ・フローの現在価値が位置づけられている。さらに、不確実性およびリスクの考慮に関しては、見積りの幅を明らかにしてキャッシュ・フローの生起する確率による加重によって期待値を求めるという期待キャッシュ・フロー法を用いることで対応している。

このような点をふまえたうえで、この項では、現在価値法がこれまで先行会計諸原則⁵⁾においてどのように論じられてきたかを検討することにより、1997年概念書公開草案の歴史的位置づけを明らかにしていきたいと思う。

1. FASB 以前の先行会計諸原則における現在価値にたいする考え方

現在価値法の実務への適用は、FASB 以前

5) 本稿では、必ずしも正確な用語法ではないが、指導原理的文書(たとえば AAA [1957], Sprouse and Moonitz [1962], AAA [1966], AICPA [1973], FASB [1984], FASB [1985])を会計諸原則と呼び、実践規範的文書(たとえば APB 意見書, SFAS)をプロナウンスメントと呼んでいる。

の先行会計諸原則においても検討されてきた。

AAA [1957] および Sprouse and Moonitz [1962] は定義指向の会計原則として特徴づけられる(藤井 [1997], 第4章)が, ここでは資産の本質を「用役可能性」(service potentials) 概念によって基礎づけている。これらの会計原則では, 概念的には, 「[当該資産から] 引き出さう用役のすべての流列の将来市場価格を確率および利子要素によって現在価値に割引いた金額」(AAA [1957], p. 539) として資産は測定されると述べられているように, 資産の本質たる用役可能性の直接的測定⁶⁾ が指向されている。これはまさに現在価値法の考え方であるが, このような用役可能性の直接的測定は, 定義との論理的整合性をもつ一方で, 実際に実務で適用することには大きな技術的困難性がある。そこで, 定義と測定の分離が不可避となり, 定義については用役可能性説を堅持しながら, 測定については他の実際的方法を提案するという二元的論理構成がとられ, 結果として, 現在価値法の適用は見送られてきたのである。

AAA [1966] および AICPA [1973] は, 目的指向の会計原則として特徴づけられる(藤井 [1997], 第4章)が, 意思決定有用性アプローチの立場から, 財務報告の目的を「経済的意思決定をおこなううえで有用な情報を提供すること」に求めている。ここでは, 「多元的評価」や「複数の評価基準の組合せ」にもとづく測定が提案されており, たとえば AICPA [1973] においては, 「複数の評価基準」の1つとして現在価値があげられている。しかし, そこでは, この「複数の評価基準の組合せ」についてなんら規範的指針は示されていない。このために, これらの会計原則は, 測定問題を論ずるための新しい理論的枠組みをごく大づかみに

提示したという意義を有するにすぎず, 測定問題の具体的な「解決」についてはこれを, 事実上, 将来の課題として先送りするものとなっているのである。

2. FASB における現在価値法の考え方

SFAC は, 先行会計諸原則にみる以上2つの流れをともに受継ぐかたちで設定された。すなわち, 定義に関しては定義指向の会計原則の流れを受けて用役可能性説をとり, 測定問題に関しては目的指向の会計原則の流れを受けて意思決定有用性アプローチをとっているのである。

FASB [1976b] では, 「資産価値の本質は, その資産が変換されるであろう将来の現金受領額(またはその等価額)の現在価値にある」(FASB [1976b], par. 435) とされ, 「現在価値は, もし実務上実行可能であれば, [...] 理想的なもの」(FASB [1976b], par. 435) との主張を認めつつ, 「もしその資産を保有することおよび使用することから生じる将来キャッシュ・フローが未知であるか, 合理的に予測可能でないか, あるいは他の要因に由来するキャッシュ・フローと密接不離である場合には, 実行可能ではないと一般には考えられている」(FASB [1976b], par. 436) とされ, やはりここでも現在価値法にたいしてはその実行可能性に強い疑問が表明されているのである。

現行の概念フレームワークにおいては, 「一般目的財務諸表は, 良好なキャッシュ・フローを生み出す企業という潜在的な各種情報利用者の共通の関心に向けられている」(SFAC, No. 1, par. 30) と述べられているように, FASB は, キャッシュ・フローの見込額をあらかじめ予測するのに有用な情報の提供を重視している。とくに, SFAC 第6号において, 資産は「将来の経済的便益」(SFAC, No. 6, par. 25) と定義され, さらに, 本質的な特徴として「将来の正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を有する」ことが指摘され, それを受けて SFAC 第5号では測定に関して, 現行会計実務において用いられている資産および負債の5つの測定属性のうちの1つとして,

6) ところで, AAA [1957] 以前に, Canning [1929] はこれに類似した考え方を述べている。Canning [1929] は, 「理想的には, すべてを『直接評価』(direct valuations) することが好ましい」(Canning [1929], p. 184) としながらも, 現状でそれを実践することは不可能だとして, 結局は直接評価と間接評価の組合せによっているのである。

将来のキャッシュ・フローの現在（または割引）価値があげられている⁷⁾。しかし、この5つの測定属性は現状追認的に列挙されており、その利用に関する規範的指針は一切示されていないのである。

これと比較すれば1997年概念書公開草案は「キャッシュ・フローに注目する点において、これまでの論理の展開に整合的である」（井上 [1997], 127ページ）といわれるように、たしかに理論的にはすっきりとしたかたちになっている。また、FASB が掲げる資産負債アプローチ⁸⁾にも適合している。しかし、これまでの先行会計諸原則においても理想的であることは認められながら実行可能性の点で適用困難とされてきた現在価値法の使用を、なぜここでのようなかたちで提唱するのであろうか。

デリバティブ取引など近年の新しい経済取引の発達にともなって、従来適用されてきた評価基準では価格づけが困難なあるいは不適切な取引が生じ、現在価値法の適用範囲が広がってきたという背景は確かにあるだろう。しかし、1997年概念書公開草案で示されているのは、「見積将来キャッシュ・フローの現在価値にもとづく測定は、これらのキャッシュ・フローの割引きをおこなわない合計額にもとづく測定よりも、ほとんどの目的にとって適合的な情報を提供するだろう」（par. 15）という積極的理由にもとづくものである。とはいえ、そのメリットの一方で、従来解決されてこなかった問題を同公開草案も依然として引きずっている可能性がある。この問題についての検討は次項に譲るが、1997年概念書公開草案は、少なくとも理論レベルにおいては、近年の新しい経済取引の測定問題にたいして1つの規範的指針を与えるものとなっていることだけは間違いないといつてよいであろう。

7) FASB の概念フレームワークの影響を強く受けている IASC のフレームワークも基本的に同様であり、4つの測定属性のうちの1つとして現在価値があげられている。

8) 「資産負債アプローチ」という訳語については、藤井 [1997], 53-55ページを参照されたい。

(2) 現在価値法の本質とキャッシュ・フロー概念の検討

1. 現在価値法の本質

Gamble and Cramer [1992]⁹⁾によると、「割引計算をおこなう理由は、異なる時点において授受された対価の様々な金額を表わすのに用いられている個々の貨幣単位が、いかなる貸借対照表日においても同等の現在価値額を表現するようにするためである」（Gamble and Cramer [1992], p. 33）という。すなわち現在価値法は、「時間の影響を、会計情報を表現するにあたって用いられる貨幣単位の価値を決定する要因の1つであるとみなしている」（Gamble and Cramer [1992], p. 33）のである¹⁰⁾。

とりわけ、貨幣項目に関しては、時間が経過しても契約等でキャッシュ・フローが確定しているので、「割引計算は容易」（Gamble and Cramer [1992], p. 33）であり、「貨幣項目の割引計算は原価主義に矛盾するものではない」（Gamble and Cramer [1992], p. 34）とみなされている。

ところが、非貨幣項目の現在価値は、「実体がコントロールしえない多くの変数に大きく依存している」（Gamble and Cramer [1992], p. 34）ので、割引計算をおこなうさいに考慮される要因に関して、不確実性が極めて高い。したがって「割引きをおこなった結果は、貨幣項目の評価の方が〔非貨幣項目の評価よりも〕正確」（Gamble and Cramer [1992], p. 34）なものとなるのである。

現在価値法を用いるさいの貨幣資産と非貨幣資産とのこのような確実性の違いが、先行会計諸原則において資産二元説がとられる主たる理論的背景をなしていたのである。ところが、かかる違いにもかかわらず、1997年概念書公開草

9) Gamble and Cramer [1992] は、FASB [1990] にもとづく数少ない理論研究の1つであり、非貨幣固定資産への現在価値法の適用可能性について検討したものである。

10) これは、貨幣の時間価値一定の仮定に反するものである。財務会計における貨幣の時間価値一定の仮定の意義については、高寺 [1995], 15-24ページを参照されたい。

案では、見積将来キャッシュ・フローの現在価値による評価を、「財務諸表上で認識されるすべての資産に拡張する」(par. 13) ことが提案されている。しかも、「将来キャッシュ・フローの金額または時点、あるいはその両方が不確実な場合に現在価値を利用する」(par. 9) ことが検討されているのである。その手段として1997年概念書公開草案では、金額の不確実性についてはキャッシュ・フローを見積るさいに不確実性およびリスクを反映させることが提案され、時点決定の不確実性については期待キャッシュ・フローという概念が検討されている。以下では、それぞれの論点について、検討を加えていくことにする。

2. 1997年概念書公開草案におけるキャッシュ・フロー概念

1997年概念書公開草案において用いられているキャッシュ・フロー概念についてとくに注目されるのは、期待キャッシュ・フローという概念が提案されている点である¹¹⁾。当該概念のもとでは、キャッシュ・フローの時点が確定していない場合、ありうべき時点における金額にそれぞれの確率を掛け合わせてキャッシュ・フローの期待値が算定されることになる。従来、単一の見積キャッシュ・フローおよび単一の利子率が用いられてきたのにならば、期待キャッシュ・フローを用いることによって、いつの時点のキャッシュ・フローなのか確定していない不確実性を会計測定に反映することができるという (pars. 33-39)。さらに FASB は、貸付けの例における利子率を例にあげて従来から確率が用いられていることを指摘し、期待キャッシュ・フローを用いることによって、当該確率

の根底にある想定が明らかになる (par. 39) として、期待値の使用を肯定的に捉えている。

周知のように、将来キャッシュ・フローの現在価値は、 $X/(1+i)^n$ という式によって算出される (par. 73)。これは、利子率 i で割引いた n 年後の X ドルを示している。ここで看過しえないのは、測定値の「硬度」(hardness) (Ijiri [1975], pp. 35-40) の問題である。まずキャッシュ・フロー X であるが、これは見積りであるかぎり確定的なものではない¹²⁾。また、1997年概念書公開草案で示された3つの数値例 (pars. 23-28) から推測するかぎり、利子率 i における不確実性およびリスクの調整はあくまでも主観的なものにとどまっており¹³⁾、したがって、かかる調整を経て決定される利子率も当然その影響を受けざるをえない。また1997年概念書公開草案においては、期待キャッシュ・フローを算出するさいに用いられる確率は、現在価値計算における他のどのような要素とも見積りの正確性・慎重性の点で大差ないとされている。しかし、期待キャッシュ・フローの算定には各時点ごとの確率にもとづく期待値が用いられることになるため、時点が確定しているキャッシュ・フローと比べると、 n までの時点の幅をもった期待キャッシュ・フローに確実性が欠けることは否めない。期待キャッシュ・フローによる測定がおこなわれる領域が増大すればするほど、測定者の主観が利益数値におよぼす影響はそれだけ増大していくことになるのである。

これまで現在価値法は金銭債権債務や年金資産負債などのごく一部の項目に限定して用いられてきた技法であった。ところが、1997年概念

11) いうまでもなく、1997年概念書公開草案におけるキャッシュ・フロー概念は、将来におけるキャッシュ・フローに注目したものである。付言しておくならば、これは、しばしば会計の領域において、とくに近年盛んに議論されている資金計算書の関連で用いられているキャッシュ・フロー概念と異質なものである。すなわち、それは、「資金計算書は一定期間における企業の資金の調達源泉と用途を表示する」(鎌田編 [1991], 95ページ) ものであるため、過去のキャッシュ・フローに注目したものとなっているのである。

12) ただし、契約などで確定している場合を除く。かかる場合には、キャッシュ・フローの額ではなく、時点が問題となる。

13) 3つの例において、不確実性の調整に関しては「貸倒れを予測する」や「平均して」という表現が取られており、その根拠は十分であるとはいいがたい。かりに、当該調整が産業平均などの経験的に裏づけされたものであるとしても、それは暫定的なものであることには変わりはないであろう。さらにリスクの調整にいたっては、その数値の根拠は何ら明示的には示されていない。

書公開草案は、現在価値法を資産および負債の測定一般に拡張することを提案しているのである。そうした提案が実務にそのまま適用されるならば、会計数値の硬度は大きく後退し、その結果、「『遠くから見て丸ければそれでよし』とするがごとき、情報優位の会計」(安藤 [1989], 168ページ) が実務界を席捲することになるであろう。

3. 意思決定有用性アプローチにもとづく測定問題の新たな展開と「会計の空洞化」

1997年概念書公開草案において現在価値法をあらゆる資産および負債に適用することを提唱する根拠として、現在価値法を用いた情報の方が、現在価値法を用いない情報よりも有用であるということがあげられている。しかし現在価値法を用いた情報を、脚注ではなく、貸借対照表本体で開示することが、はたして現行のものよりも有用なものになるかどうかはかならずしも自明ではない。この点に関しては、かかる有用性に関する実証研究を待つほかないであろう。

前述したような会計数値の硬度の後退は、1997年概念書公開草案においてはまったく問題にされていない。これは、会計の機能として、投資家の意思決定にたいする事前情報の提供が重視されていることの必然的な結果といえてよいであろう。換言すれば、将来キャッシュ・フローの現在価値の肯定的検討は、SFACの形成を支える基礎的会計理論としての意思決定有用性アプローチが、会計の測定レベルにまで規範的な影響をおよぼしつつあることの証左といえるであろう。

SFAC 第5号においては、測定問題が属性の選択問題として議論される一方で、選択されるべき属性として5種類の属性が、何ら規範的な議論を経ることなく羅列的に提示されていた。しかし1997年概念書公開草案では、「[SFAC 第5号における] 測定属性についての規定は、いつどのように会計測定において現在価値を用いるのかを決定するさいには不適切である」(par. 4) として、新たに会計測定において将来

キャッシュ・フローの現在価値を用いることを提案している。このことは、これまで FASB が資産および負債を将来キャッシュ・フロー(すなわち用役可能性)を基礎に定義し、貸借対照表によって企業の将来キャッシュ・フローの予測価値をもつ会計情報を開示しようとしていることと、キャッシュ・フローに注目する点で整合的であるといえる(井上 [1997], 127ページ)。

しかし、一方で、将来キャッシュ・フローの現在価値を含む会計情報が、企業成果分配の基準となる事後の業績測定値の情報を提供するという機能を果たしうるのは自明ではない。情報優位の会計を独り歩きさせることによって、「会計の空洞化」(安藤 [1989], 163-174ページ) がますます進行するであろう。たしかに、情報提供という観点からは、会計情報の利用者の意思決定にとって有用ならば、不確実な将来キャッシュ・フローを認識・測定することも必要であるという議論は、それなりの説得力をもつ。以上のような方向性をもつ会計の空洞化が今後このまま進行していくとすれば、伝統的な利害調整会計にとって「最後の砦」(安藤 [1989], 172ページ) であった取得原価主義が陥落する日も、そう遠くないのかもしれない。

(3) 先行プロナウンスメントにみるキャッシュ・フロー情報の利用と有用性

1. 1997年概念書公開草案における問題提起

1997年概念書公開草案は、会計測定において、見積将来キャッシュ・フローをある利率で割引いた現在価値を用いることを提案している。現在価値法は、これまでの先行プロナウンスメントにおいて限られた範囲で個別に適用されてきたが、1997年概念書公開草案においては基本的に「財務諸表で認識されるすべての資産に適用できる」(par. 13) とされていることから、同公開草案は測定問題についての一般的な指針を提示するものとして理解できる。

また、1997年概念書公開草案では、現在価値

法は、期待キャッシュ・フローを使用することによって、割引きをおこなわない測定に比べて目的適合性と信頼性のいずれをも満足させる測定方法であると主張されている (par. 31)。目的適合性と信頼性を同時に満たす情報は限られているために、情報を伝達するさいには、目的適合性と信頼性のうち一方を優先すれば他方が犠牲にされるというトレード・オフ関係が、一般に生じることになる (SFAC No. 2, pars. 42-45)。ところが、目的適合性と信頼性のいずれがより重要な会計情報の特徴であるかという問題については、FASB は永らくその見解を明らかにしてこなかった¹⁴⁾。1997年概念書公開草案は、期待キャッシュ・フロー情報の利用によって目的適合性と信頼性の両立をはかろうとしたものであり、その歴史的意味は大きいといえるであろう。しかし、同公開草案における提案には、その実行可能性において重要な問題が生じることを見過ごしてはならない。

2. 先行プロナウンスメントにおける現在価値法の利用とその理論的含意

1997年概念書公開草案は、現在価値法はすでに、「利子法として知られる期間報告慣行において利用されている」 (par. 57) と述べたうえで、その先行事例として、企業合同 (APB 意見書第16号)、債権債務の利息 (APB 意見書第21号)、負債の償却 (APB 意見書第26号)、リース (FASB 基準書第13, 22, 28, 91号)、保険債務 (FASB 基準書第60, 97号)、企業年金等 (FASB 基準書第87, 106号)、債権の減損 (FASB 基準書第114, 121号)、金融資産 (FASB 基準書第125号) を列挙している (Appendix B)。以上の先行プロナウンスメントのうち、利子法の理論的含意を「概説」

(par. 57) したものととして、1997年概念書公開草案は、APB 意見書第21号『債権債務の利息』(以下「APB 意見書」と記す) に言及している。

APB 意見書によると、「証券の額面価額は、交換において受け取られたあるいは支払われた金額の現在価値を適切に表わさない」 (APB [1971], par. 1) ことがあるとされる。そして、「そのような場合に証券が現在価値で計上されないと、取引の発生した期間における売り手の売却価格および利益ならびに買い手の買取り価格およびコストが間違って表わされることになり、したがってその後の期間における受取利息と支払利息も間違って表わされることになる」 (APB [1971], par. 1) という問題が生じる。このような観点から、APB 意見書においては、当該意見書の適用範囲となっている債権債務の額面金額と手取額 (または現在価値) との差額を割増しもしくは割引きとみなし、当該各証券の満期日までの期間にわたって償却する利子法の導入が検討されているのである (APB [1971], pars. 6 and 15)。

APB 意見書における現在価値法の特徴は、以下の2点に要約されると考えられる。まず第1に、適用範囲が金銭債権債務に限定されていることである¹⁵⁾。1997年概念書公開草案が現在価値法を適用した先行プロナウンスメントとしてあげているその他の会計基準等でも、現在価値法の適用範囲は基本的にすべて、貨幣項目に限定されていることに注意しておく必要がある。

APB 意見書における現在価値法の第2の特徴は、原価主義の枠に納まるようなかたちで現在価値の利用が論じられていることである。金銭債権債務は、満期のさいに支払われる総額が契約で確定されているばかりでなく、利息が定期的に支払われることも約定されている。かかる性質をもつ金銭債権債務の取引においては、受領した資産および発生した負債の実際の取引

14) FASB の歴史以前にも、たとえば AAA [1966] においては、目的適合性と検証可能性のトレードオフが強調されており、このトレードオフ関係を解消する具体的試みとして「多元的評価報告書」 (multi-valued report) の導入が提唱されていた (AAA [1966], pp. 30-31)。そこでは情報の意思決定有用性に会計規制上の最高の規範的価値がおかれるために、有用な情報を提供するという目的に適合的ならば検証可能性を犠牲する傾向を強くもつかたちで結論づけられている。

15) APB 意見書の適用範囲は、「決められた期日に現金を受取る契約的権利または現金を支払う契約的義務」 (APB [1971], par. 2) であり、例として担保付証券、無担保証券、社債、無担保社債、抵当証券、設備信託手形などがあげられている。

価格は、契約で確定された満期時点の総額と同一の金額ではない。アメリカにおける原価主義理論の最高峰といえる Paton and Littleton [1940] においても、「かかる取引価額は満期額と偶然に一致することはありえても、決して同一なものではない」(Paton and Littleton [1940], p. 38) とされている。したがって、上記のような性質をもつ金銭債権債務の取引においては現在価値こそが取引価格であり、それはまさに「取引価額の同義語に他ならない」(Paton and Littleton [1940], p. 25) のである。

1997年概念書公開草案は、それが主張する現在価値法の先行事例の1つとしてこの APB 意見書を取り上げているが、APB 意見書において想定されている現在価値法の適用範囲と1997年概念書公開草案において想定されている現在価値法の適用範囲が相違しているだけでなく、両者が前提としている想定自体も大きく異なっていることに注意しなければならない。

3. 1997年概念書公開草案と APB 意見書との比較

すでに現在価値法を利用している代表的事例として、1997年概念書公開草案は APB 意見書に言及していたのであるが、それは果たして是認しうる論証手続きだったのであろうか。前述したように、APB 意見書と1997年概念書公開草案とでは前提としている想定自体が異なり、そもそも論理の次元が違っている点に注目しなければならない。すなわち、APB 意見書における現在価値と、1997年概念書公開草案における現在価値とでは、その概念自体が大きく異なっているのである。

APB 意見書における現在価値とは、「適当な利子率で現在まで割引いた将来支払総額」(APB [1971], par. 1, footnote 1) である。しかし、ここでいう「将来支払総額」(sum of the future payments) は、APB 意見書の適用範囲が金銭債権債務に限られていたため、その金額はすでに契約で確定されているものであった。したがって、かかる性質をもつ金銭債権債務は「現在換算価値」(Paton and Littleton [1940],

p. 38) を表わすにしても、その金額は「取引価額」と「同義」となるのである。すなわち、そのかぎりでは APB 意見書における現在価値法は伝統的原価主義に整合的に包摂されるものなのである。それは、APB 意見書みずからが「新しい会計原則を創造するものではない」(APB [1971], par. 1) と述べていることから明らかであろう。

他方、1997年概念書公開草案における現在価値とは、「見積キャッシュ・フローの発生日から現在までの期間についてある利子率で割引かれた見積将来キャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの現在測定値」(Appendix A) である。さらに、そこで推奨される見積将来キャッシュ・フローは、「ありうべき見積金額の範囲の『確率加重平均』(probability-weighter average)」(par. 73) である期待キャッシュ・フローなのである。さらに1997年概念書公開草案は、期待キャッシュ・フロー概念の使用によって、これまで適用範囲が制限されていた現在価値法の一般的適用が可能になると考えている (par. 31)。そして、かかる観点から、金額の確定した約定キャッシュ・フローを用いる従来の現在価値法を批判しているのである (pars. 33, 34 and 59)。

以上の検討をふまえたうえで、APB 意見書と1997年概念書公開草案をあらためて比較してみると、1997年概念書公開草案が、その提案の実行可能性を補強するための先行事例として APB 意見書をあげていることには、論理的飛躍があるといわざるをえないのである。われわれはこの点に留意したうえで1997年概念書公開草案の提起を受け止める必要があるだろう。

V む す び

以上によって、1997年概念書公開草案の内容を整理・要約するとともに、同公開草案で示された諸提案と主たる論点について若干の理論的検討を加えるという本稿の目的は、おおむね達成されたものと思われる。

FASB が概念フレームワーク・プロジェクト

トに着手したのは1974年である。それは、今からおよそ四半世紀前のことである。概念フレームワーク・プロジェクトの最終成果であるSFAC 第6号が設定されてからでさえ、すでに10数年が経過している。

その間、FASBの会計基準設定活動を取りまく諸環境は、国内的にも国際的にも大きな様変わりを見せてきた。とりわけ注目されるのは、「金融の証券化」(蟬山 [1989], 第1章)の急速な進展であり、それにともなう会計のグローバル化と情報化である。こうした諸環境の変化は、概念フレームワーク・プロジェクト開始当時のFASB関係者が必ずしも想定していなかったものであろう。しかも、その変化は、今日の会計規制のあり方を根底から問い直すほどの規模で生起・展開している¹⁶⁾。とすれば、こうした諸環境の変化を会計上の「憲法」に反映させるべく、既存の概念フレームワークに新たな要素と方向性を付加しようとする気運がFASB関係者の間に芽生えたとしても、それは何ら驚くに値しない。むしろ、それは、当然の成り行きであったというべきであろう。

概念フレームワーク・プロジェクトの再開を意味する1997年概念書公開草案の公表は、基本的には、以上のような歴史的な文脈において位置づけられるべきものであろう。

概念フレームワークのありうべき今後の展開方向を見通すうえで看過されてならないのは、1997年概念書公開草案が、概念フレームワークの「アキレス腱」(津守 [1990], 59ページ)とされた測定問題を主要テーマとしていることである。しかも、同公開草案が提案しているのは、先行会計諸原則が理論的観点からあるべき測定法として言及しながらも、実務的困難性を理由に部分的かつ妥協的なかたちでしかその導入を提唱できなかった割引現在価値法の、会計測定における一般化である。かかる提案を主内容と

する1997年概念書公開草案が正式概念書として成立すれば、概念フレームワークは測定問題について独自の規範的指針をもつことになり、その「アキレス腱」は基本的に解消されることになる。しかし、それは同時に、利害調整会計の空洞化をとまなう会計の情報化が、かつてない広がりと深さをもって進行していくことを予告するものとなる。

測定レベルでの会計の情報化を提案した1997年概念書公開草案がこのまま正式概念書として成立することになるのか、あるいはそれとも、先行会計諸原則の設定過程で観察されたように、実務の論理がそうした会計の情報化の流れを押しとどめることになるのか、今後の事態の推移が注目されるところである。

本稿は、共著者4名による共同研究の成果の1部を、藤井の責任においてとりまとめたものである。研究の成果は共著者4名がこれを等しく共有するが、ありうべき誤謬は、最終原稿のとりまとめをおこなった藤井個人の責に帰するものである。

参考文献

- AAA [1957] Committee on Accounting Concepts and Standards, "Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements — 1957 Revision," *The Accounting Review*, Vol. 32, No. 4, pp. 536-546, (中島省吾訳編『増訂A.A.A.会計原則—原文・解説・訳文および訳註—』中央経済社, 1984年)。
- [1966] Committee to Prepare a Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, (飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房, 1969年)。
- AICPA [1973] Study Group on the Objectives of Financial Statements, *Objectives of Financial Statements*, AICPA, (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会・財務諸表の目的』同文館, 1976年)。
- APB [1971] *Interest on Receivables and Payables*, APB Opinion No. 21.

16) 「金融の証券化」を代表する現象の1つはデリバティブ取引の急速な発展であるが、米銀の1997年12月末の取引残高は、アメリカのGDPの3倍強にあたる25兆ドル余にのぼるとされている。『日本経済新聞』1998年6月3日付朝刊。

- Canning, J. B. [1929] *The Economics of Accountancy: A Critical Analysis of Accounting Theory*, The Ronald Press Co..
- Edwards, E. O. and P. W. Bell [1961] *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, reprint ed., Garland Publishing, 1995, (中西寅雄監修, 伏見多美雄, 藤森三男訳編『意思決定と利潤計算』日本生産性本部, 1964年)。
- FASB [1976a] *Scope and Implications of the Conceptual Framework Project*, FASB, (原陽一訳「概念的枠組研究計画の範囲とその意義」森川八洲男監訳『現代アメリカ会計の基礎概念—FASB 財務会計概念報告書—』白桃書房, 1988年)。
- [1976b] *An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB Discussion Memorandum, FASB, (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年)。
- [1984] *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 1, FASB, (平松一夫, 広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』改訳新版, 中央経済社, 1994年)。
- [1984] *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, FASB, (平松一夫, 広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』改訳新版, 中央経済社, 1994年)。
- [1985] *Elements of Financial Statements*, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, FASB, (平松一夫, 広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』改訳新版, 中央経済社, 1994年)。
- [1990] *Present Value-Based Measurements in Accounting*, FASB Discussion Memorandum, FASB.
- [1996] *Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities*, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, FASB, No. 162-B.
- [1997] *Using Cash Flow Information in Accounting Measurements*, Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Exposure Draft, FASB, No. 174-B.
- Gamble, G. O. and J. J. Cramer, Jr. [1992] "The Role of Present Value in the Measurement and Recording of Nonmonetary Financial Assets and Liabilities: An Examination," *Accounting Horizons*, Vol. 6, No. 4, pp. 32-41.
- IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC, (国際会計基準委員会『財務諸表の作成表示に関する枠組み』, 1989年)。
- Ijiri, Y. [1975] *Theory of Accounting Measurement*, AAA Studies in Accounting Research No. 10, AAA, (井尻雄士『会計測定の理論』東洋経済新報社, 1976年)。
- Milgrom, P. and J. Roberts [1992] *Economics, Organization and Management*, Prentice-Hall International, (奥野正寛, 伊藤秀史, 今井晴雄, 西村理, 八木甫訳『組織の経済学』NTT 出版, 1997年)。
- Paton, W. A. and A. C. Littleton [1940] *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, (中島省吾訳『会社会計基準序説』改訳, 森山書店, 1958年)。
- Perks, R. W. [1993] *Accounting and Society*, Chapman & Hall.
- Sprouse, R. T. and M. Moonitz [1962] *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA Accounting Research Study No. 3, AICPA, (佐藤孝一, 新井清光共訳『アメリカ公認会計士協会・会計公準と会計原則』中央経済社, 1962年, 105-221ページ)。
- Upton, W. S., Jr. [1996] *The FASB Project on Present Value Based Measurements, An Analysis of Deliberations and Techniques*, FASB Special Report, FASB, No. 158-A.
- Wilkins, R. C. and Corliss J. Montesi [1996] *Derivatives and Hedging: Questions, Answers, and Illustrative Examples*, A Supplement to the June 1996 Proposed FASB Statement,

- Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities.*
- 青木昌彦, 奥野正寛編著 [1996] 『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会。
- 安藤英義 [1989] 「簿記および会計の空洞化」(新井清光編著『企業会計原則の形成と展開』中央経済社, 163-174ページ)。
- [1998] 「アメリカで揺らぐ資本概念(資本と利益の区別)」『会計』第153巻第1号, 1-13ページ。
- 井上良二 [1997] 「日本の会計基準と米国会計基準との本質的相違—比較経済分析の適用—」日本会計研究学会スタディ・グループ(主査・津守常弘)『会計の理論的枠組みに関する総合的研究』最終報告, 123-147ページ。
- 荻原正佳 [1997] 「FASB 概念ステートメント草案『会計上の測定におけるキャッシュ・フロー情報の利用』」『COFRI ジャーナル』No. 29, 78-80ページ。
- 鎌田信夫編著 [1991] 『資金情報開示の理論と制度』白桃書房。
- 斎藤静樹 [1988] 『企業会計—利益の測定と開示—』東京大学出版会。
- 斎藤静樹編著 [1994] 『企業会計における資産評価基準』第一法規。
- 高寺貞男 [1995] 『複雑系の会計学』三嶺書房。
- 津守常弘 [1990] 「米国における利益概念の変化とその問題性」『立命館経営学』第28巻第6号, 23-60ページ。
- [1991] 「アメリカ会計原則設定史の歴史的教訓」『JICPA ジャーナル』第3巻第1号, 41-45ページ。
- 藤井秀樹 [1997] 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性—』森山書店。
- 蠟山昌一 [1989] 『金融自由化の経済学』日本経済新聞社。
- 若杉敬明 [1988] 『企業財務』東京大学出版会。